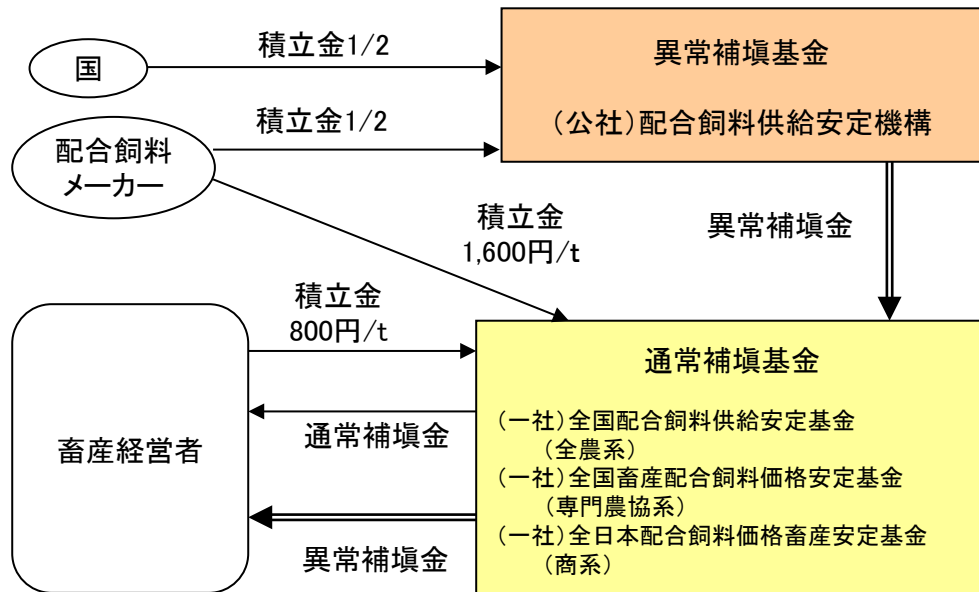


配合飼料価格安定制度の概要

- 配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、
 - ① 民間（生産者と配合飼料メーカー等）の積立てによる「通常補填」と、
 - ② 異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填」（国と配合飼料メーカーが積立て）の二段階の仕組みにより、生産者に対して、補填を実施。
- 生産者や配合飼料メーカー等が負担する積立金は、税制上の特例により損金に算入することが可能。これにより基金財源の円滑な造成を促進。

○ 制度の基本的な仕組み



○ 発動条件等

<u>異常補填基金</u> 〔国とメーカーが 1/2ずつ拠出〕	当該四半期の輸入原料価格が、 直前1か年(直前4四半期)の平均と比べ 115%を超えた場合
<u>通常補填基金</u> 〔生産者(800円/t)と 飼料メーカー(1,600円/t) が拠出〕	当該四半期の輸入原料価格が、 直前1か年(直前4四半期)の平均を 上回った場合